

- 3 施行地区 熊本県荒尾市荒尾字日焼、字田添、字平原、字稲葉山、字東屋形山、字北屋形山、字馬渡及び字南足尺の各一部
- 4 事務所の所在地 荒尾市宮内出目390番地
- 5 設立認可の年月日 平成6年12月13日
- 6 変更認可の年月日 平成14年12月13日

熊本県公告第950号

県営花房東部地区（第2-1工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧の期間 平成14年12月24日から
平成15年1月28日まで
- 2 縦覧の場所 旭志村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第951号

県営板橋地区（第2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧の期間 平成14年12月24日から
平成15年1月28日まで
- 2 縦覧の場所 三加和町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第952号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 処分をした年月日
平成14年12月10日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
西日本技建株式会社
熊本市荒尾一丁目1番3号
代表取締役 坂本 俊臣
熊本県知事許可（特-10）第5753号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの。
 - (2) 期間
平成14年12月24日から平成15年1月7日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実
西日本技建株式会社は、平成12年4月30日、平成13年4月30日及び平成14年4月30日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。
また、これらの虚偽申請による経営事項審査の結果に基づいて競争入札参加資格審査申請を行った。
これらのことが、建設業法第28条第1項第2号（請負工事に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。